

# 欧州ビジネス協会

## 定款

2005年1月1日施行

## 欧州ビジネス協会 定款

### 1. EBC 定款の前文

- 1.1 欧州ビジネス協会 (European Business Community in Japan) は、貿易方針および市場参入問題に関する欧州共通の事業見解を発展させ、これを表明していく目的で、1972 年に、当時の駐日 EU 加盟国商工会議所によって設立された。本定款の日付以降、欧州ビジネス協会 (European Business Community in Japan) は欧州ビジネス協会 (European Business Council in Japan) と名称を変更し、今後はこの名称 (以下「EBC」という) で呼ばれる。
- 1.2 2008 年 8 月 5 日、公式名称を在日欧州(連合)商工会議所 (European (EU) Chamber of Commerce in Japan) として経済産業省に登録。
- 1.3 設立以来 EBC はそのメンバー数を拡大してきており、現在そのメンバーは、EU 加盟国商工会議所、欧州諸国商工会議所、EU 加盟国認定事業組織、欧州諸国認定事業組織、および日本に事業組織を有していない欧州諸国の正式代表団から構成されており、いずれの場合も、EBC のメンバーとしての適切性および本定款の承諾が、協議会の満足のいく程度に実証されており、また協議会によって正式に承認されているものとする (これらの団体のそれぞれを以下「ステークホルダー」という)。ステークホルダーのリストは付属書 2 として添付される。
- 1.4 EU の補完性原理を反映させて、ステークホルダーは本定款を通じて、EBC の活動の発展および促進において、ステークホルダーを代表して欧州の共通見解を表明する権利を協議会に委任する。
- 1.5 EBC は、そのメンバーの利益を代表し、メンバーに便益を提供し、またこれによってステークホルダーの業務をサポート、強化および補完することを目的とするが、欧州諸国の国家的関心事項の補充を目的とするものではない。
- 1.6 EBC メンバーは、EBC の名前において引き受けられるすべての活動について、協議会に対して説明責任を有する。

### 2. 定義および解釈

本定款 (前文を含む) において、以下の語 (英語では大文字で始まる) は、それぞれの項目に記載される意味を有する。

「追加メンバー」とは、付属書 1 に記載される意味を有する。;

「アソシエート EBC メンバー」とは、非欧州企業またはステークホルダーのメンバーではない欧州企業であるが、第 6.2(b) 条および付属書 1 に基づいて EBC のアソシエートメンバーになったメンバーを意味する。

「協議会」とは、EBC の支配機関であり、最高管理組織である。

「協議会会議」とは、協議会の適法に構成された会議を意味する。

「協議会メンバー」とは、第 4.1(b) 条に記載される意味を有する。

「会長」とは、EBC の会長を意味する。

「委員会」（単数）とは、本定款および規則に基づいて運営される、各委員会メンバーの部門別の事業利益を代表するために設立される EBC の委員会を意味し、「委員会」（複数）の語は、場合に応じて、いくつかの委員会またはすべての委員会を意味する。

「委員会加入希望者」とは、第 6.2(a)条に記載される意味を有する。

「委員会会長」（単数）とは、定款および規則に基づいて選任される、ある 1 委員会の議長を意味し、「委員会会長」（複数）の語はこれに応じて解釈される。

「委員会会長代表」とは、協議会会議において委員会を代表するために、委員会会長の過半数によって選任される、3 名の委員会会長を意味する。

「委員会メンバー」とは、本定款および規則に基づいて、1 つまたは複数の委員会のメンバー申請を行い、この申請が受け入れられてそのメンバーとなった企業、またはその他の団体もしくは組織（事務局に通知された指定された個人によって代表される）、または個人を意味する。

「定款」とは、EBC の本定款を意味する。

「不履行ステークホルダー」とは、第 4.6(b)条に記載される意味を有する。

「不履行ステークホルダーメンバー」とは、ステークホルダーが不履行ステークホルダーになった時点で当該ステークホルダーのメンバーであったが、当該不履行を事由として不履行ステークホルダーのメンバーをやめることを希望し、またはそのメンバーをやめ、EBC の直接メンバーになることを申請した人、または支払不履行がなければそのステークホルダーに加入してかも知れないが、EBC の直接メンバーになることを申請した、不履行ステークホルダーと同じ国籍を有するその他の人を意味し、いずれの場合も、不履行ステークホルダーメンバーとして、カテゴリ 3(b)のメンバーとして受け入れられているものとする。

「EBC」とは、欧州ビジネス協会を意味する。

「EBC 会計期間」とは、1 月 1 日に開始する各暦年、または協議会が決定するその他の期間を意味し、EBC の年度予算および年次計算書類の作成の基礎として使用される。

「EBC メンバー」（複数）とは、ステークホルダー、会頭、EOB メンバー、委員会メンバー、および企業またはその他の団体もしくは組織である委員会メンバーを代表する者として事務局に通知された個人を意味し、「EBC メンバー」（単数）とは、場合に応じて、それらのメンバーのいずれかを意味する。

「E. C. 代表部」とは、駐日欧州委員会代表部を意味する。

「選挙委員会」とは、第 7.2 条に記載される意味を有する。

「EOB」とは、EBC の理事会（Executive Operating Board）を意味する。

「EOB メンバー」とは、会頭以外の、ステークホルダーの役員会のメンバーであり、EOB で当該ステークホルダーを代表するために、当該ステークホルダーによって指名された者であり、その代行者または代理として適正に指名され、EOB にその旨通知された者を含む。

「EU」とは、欧州連合を意味する。

「EU 加盟国商工会議所」とは、欧州連合の加盟国である国の商工会議所であり、当該会議所が明確に関与している当該国の事業利益を代表するために、日本において設立された会議所を意味する。

「EU加盟国認定事業組織」とは、欧州連合の加盟国である欧州の国の事業組織であり、当該事業組織が明確に関与している当該国の事業利益を代表するために、日本において設立された組織を意味する。

「上級副会長」とは、第7.5(b)条に記載される意味を有する。

「名誉会長」とは、会長経験者であり、協議会によってその指定を受けた者を意味する。

「欧州諸国商工会議所」とは、欧州連合の加盟国ではない欧州の国の商工会議所であり、当該会議所が明確に関与している当該国の事業利益を代表するために、日本において設立された会議所を意味する。

「新委員会提案者」とは、第6.1(b)条に記載される意味を有する。

「会頭」とは、ステークホルダーの長、主席またはその他の上級代表者、およびその代行者または代理として適正に指名され、協議会にその旨通知された者を意味する。

「四半期」とは、各暦年の1月、4月、7月および10月に開始する、3暦月の期間を意味する。

「欧州諸国認定事業組織」とは、欧州連合の加盟国ではない欧州の国の事業組織であり、当該事業組織が当明確に関与している当該国の事業利益を代表するために、日本において設立された事業組織を意味する。

「規則」とは、EBCの規則を意味する。

「次席副会長」とは、第7.5(b)条に記載される意味を有する。

「事務局」とは、第8条に記載される意味を有する。

「ステークホルダー」とは、前文に記載される意味を有する。

「一時的不履行ステークホルダー」とは、第4.6(a)条に記載される意味を有する。

「財務役」とは、会長によって任命される、EBCの財務役を意味する。

「副会長」とは、第7.5条に定義される2名の副会長の各々を意味する。

## 2.1 解釈

別段の規定が明示的に記載される場合を除き、本定款における下記の語への言及は、それぞれ以下のとおりとする。

- (a) 定款とは、第10条に基づくその修正または変更を含む、本定款（本定款の付属書を含む）への言及であると解釈される。
- (b) 規則とは、適宜行われるまたは行われたその修正、変更または追加を含む、規則への言及であると解釈される。
- (c) 「年」は、1月1日から開始する暦年とする。
- (d) 「条」または「付属書」は、本定款の条または付属書への言及とする。
- (e) 単数は複数を含み、複数は単数を含むものとし、1つの性への言及はすべての性を含む。

## 2.2 表題

条および付属書の表題は、参照の都合上のものであって、本定款の解釈に影響を及ぼすものではない。

## 3. EBC の構成、組織および目的

3.1 EBC は、協議会、EOB、事務局および委員会から構成される。

3.2 EBC は独立した組織であり、もっぱらステークホルダーおよび委員会会費からの拠出金によって資金が提供されている。協議会が承認している、EBC で現在活動中の委員会のメンバーカテゴリーは付属書 1 に記載されている。

### 3.3 EBC の主たる目的

EBC は下記を実施することによって、メンバーの事業利益を促進、サポートおよび保護する。

- (a) 事業環境の改善を目的とした活動を通じた日本での貿易および通商の発展、ならびに規制およびその他の政治的な障害の除去または低減を援助および促進する。
- (b) 関連情報を収集および整備し、ステークホルダーおよび委員会に当該情報を広める。
- (c) 会議およびセミナー、ならびに EBC の利益の促進に好ましいと考えられるその他のミーティングを組織および開催する。
- (d) EBC メンバーによる日本での事業運営を促進するために、日本政府および日本の各省庁と連絡を取り合う。
- (e) E. C. 代表部、EU 加盟国の政府、およびそれら各々の機関、ならびに EBC の利益のために目的を追求する人たちによる、その他の協会、団体、企業または組織の活動をサポートする。

## 4. 協議会

### 4.1 協議会の構成

- (a) 各ステークホルダーは、協議会で自組織を代表するために各々の会頭を指名し、この会頭はそれぞれ、自身が会頭としての地位にいる限り、また自身の所属するステークホルダーが本定款を遵守している限り、協議会メンバーとしての資格を有する。
- (b) 協議会は、(i) 会長、(ii) 上級副会長、(iii) 財務役、(iv) 会頭、(v) 最大 3 名の委員会会長代表（そのうち 1 名は次席副会長を兼任する）、および(vi) 会長から協議会会議への列席を依頼された名誉会長から構成される（以下総称して「協議会メンバー」という）。
- (c) 第 7.2 条に従って、協議会メンバー（いる場合は現会長、および名誉会長を除く）は会長を選任し、会長は協議会の議長を務める。協議会会議において会長不在の場合は、上級副会長が議長を務める。
- (d) 各協議会メンバーは、本定款に基づいて、協議会の活動に参加する権利を有する。

## 4.2 協議会の役割

協議会は、下記事項を行う。

- (a) EBC の機能を監視および検討する。
- (b) 新ステークホルダーのメンバー資格の承認に責任を有する。
- (c) 委員会の創設、停止および廃止を裁可することに責任を有する。
- (d) 議長が作成および提出した EBC の年次報告書、年間事業計画および年度予算を承認する。
- (e) 委員会の活動が EBC の利益を損ねるものでないこと、また EBC の資金を不当に使い果たす結果とならないように、委員会活動を監視する責任を有する。

## 4.3 協議会の会議および決議

- (a) 第 4.2 条に列記される事項を引き受けるために、協議会は、定期的に、最低でも各四半期に一度、会議を開催する。事務局は、予定される各協議会会議の少なくとも 60 日前に、各協議会メンバーにこれを通知する。
- (b) 緊急に協議会会議を開催する必要がある場合、会長は、少なくとも 7 日前に通知することによって、緊急協議会会議を招集することができる。会長の裁量により、この緊急協議会会議は、電話および／またはビデオ会議設備を通じて開催することができる。
- (c) 各ステークホルダーは、各協議会会議において自組織がその会頭によって代表されていることを保証する。会頭自らが協議会会議に出席できない場合、会頭は自身の代理として、それぞれの EOB メンバーまたは当該ステークホルダーの役員会の他のメンバーを指名する権利を有し、被指名者は、会頭の代理として、協議会会議に出席し、当該会議で投票を行う権利を有する。代理を通じて協議会会議に出席することを意図している会頭は、事前に、選任した代理人の本人情報を添えてその旨を事務局に通知する。
- (d) 協議会の会議（第 4.3(b)条に従って電話および／またはビデオ会議設備によって開催される会議を含む）は、協議会メンバーが自ら（または第 4.3(c)条で認められる範囲において代理人を通じて）出席するものとし、最低 2 名の協議会メンバーが出席し、出席する協議会メンバーの議決権の合計が、当該時点で発行済みの全ステークホルダーの総議決権の 50%以上を表象している場合に、当該会議は定足数に達しているとみなされる。
- (e) 本定款に別途明記されている場合を除き、協議会の決議は、出席している協議会メンバーによる単純多数によって可決される。協議会会議に出席できない協議会メンバーは、協議会会議の開催予定日の少なくとも 1 営業日前に事務局宛てに、封印した票を送付する代替的な方法によって、決議案に投票することができ、この封印した票は票決を行う際に会長が開封する。票が同封された密封封筒には、当該協議会メンバーの氏名、およびその票が開封される目的である決議案を明記する。
- (f) 協議会の任意の投票につき、各ステークホルダーは、第 4.4 条に従って、1 票または複数票を投じる権利を有する。

- (g) 第 4.3(b)条に従うことを条件として、協議会の正式決議案はそれぞれ、最低 2 名の協議会メンバーがその動議を提出および支持し、当該決議案が提案される協議会会議の少なくとも 6 日前に、事務局がこれを全協議会メンバーに回覧する。会長が、第 4.3(b)条に従って緊急協議会会議を招集し、当該会議において正式決議案が提案される場合、当該緊急協議会会議の日付の少なくとも 7 日前に、会長が当該決議案に署名し、事務局がこれを全協議会メンバーに回覧する。
- (h) 協議会の正式決議案に対する各投票前に、会長は、自身の決定票を封筒に同封し、この封筒を密封し、当該会議の秘書役を務める事務局スタッフに引き渡す。賛否同数の場合、会長の決定票を開封し、票決が行われる。開封の必要がなかった場合、会長の決定票は開封されることなく破棄される。

#### 4.4 協議会メンバーの議決権

- (a) 第 4.6 条の規定に基づくステークホルダーの議決権の停止に従うことを条件として、各 EBC 会計年度中に、各ステークホルダーは、協議会会議において下記の投票数を投じる権利を有する。
  - (i) EBC への年間出資額が 5,000,000 円以上のステークホルダーは、それぞれ 3 票の議決権を有する。
  - (ii) EBC への年間出資額が 1,500,000 円以上 5,000,000 円未満のステークホルダーは、それぞれ 2 票の議決権を有する。
  - (iii) EBC への年間出資額が 50,000 円超 1,500,000 円未満のステークホルダーは、それぞれ 1 票の議決権を有する。
- (b) 会長、2名の副会長、その他 2名の（すなわち、次席副会長に任命された委員会会長代表を除く）委員会会長代表および財務役はそれぞれ、各協議会会議において 1 票を投じる権利を有する。協議会会議への列席を依頼された名誉会長は投票の権利を有しない。

#### 4.5 ステークホルダーの EBC への出資

- (a) EBC への各ステークホルダーの年間出資は、EBC の財務支払能力およびそのメンバーを代表して効果的に運営する EBC の能力にとって非常に重要なものである。
- (b) 各ステークホルダーの年間出資額計算表は付属書 3 に記載されている。
- (c) 各 EBC 会計年度に関するステークホルダーの年間出資額は、1 月 15 日、4 月 15 日および 7 月 15 日を支払期限とする、3 回の定額分割払にて全額が支払われる。
- (d) ステークホルダーが長期にわたり大幅な財源削減に見舞われ、その結果として、協議会に対して、EBC への年間出資額の減額を申請する必要があると決定した場合、ステークホルダーはまず、減額の提案額および減額の理由を明記した、署名済みのその旨の決議案を、自身の決議案を審議してもらうことを希望する協議会会議の少なくとも 60 日前に事務局に提供しなければならない。さらにステークホルダーは、協議会が当該事項を適正に審議することができるような、適切な根拠となる証拠を提供する。
- (e) 第 4.2 条に基づく EBC の年間事業計画および年度予算の承認において、協議会に減額案を考慮に入れてもらうためには、第 4.5(c)条に従って提出される決議案は、当該減額の実施を提案する EBC 会計年度開始の 6 暦月前までに、事務局に引き渡されていないなければならない。

- (f) 疑義が生じることがないように、ステークホルダーの出資減額に同意する協議会の決定は、それ自体で他のステークホルダーの出資増額をもたらすものではない。資金提供の減額案が、EBC の予算に計上された運営維持費に影響を及ぼすようなものである場合、協議会は、この資金減額の影響への最適な対処方法および追加資金を調達するための適切な措置を検討する。

#### 4.6 ステークホルダーの出資金支払不履行

- (a) ステークホルダーによる EBC への支払義務に 30 日を超過する不履行があった場合、当該ステークホルダー（以下「**一時的不履行ステークホルダー**」という）は、支払不履行が完全に是正されるまで、協議会会議での議決権を失う。
- (b) EBC 会計年度末に、一時的不履行ステークホルダーが支払不履行の完全是正を行っていなかった場合（以下「**不履行ステークホルダー**」という）、不履行ステークホルダーは、未払金全額が支払われるまで、協議会会議および EOB 会議に代表を送り、当該会議で投票を行う権利を失う。不履行ステークホルダーのメンバーである副会長または委員会会長代表は直ちに、辞任届を協議会に提出する。
- (c) EBC での活動参加継続を希望する不履行ステークホルダーのメンバーの利益を損なうことがないように、当該メンバーは、不履行ステークホルダーメンバーとして EBC の直接メンバー資格の申請を行う権利を有する。

### 5. 理事会

#### 5.1 EOB の構成

- (a) EOB は、会長、最大 2 名の副会長および EOB メンバーから構成される。
- (b) 各暦年の開始に先立って、各ステークホルダーは協議会に対して、翌年度のそれぞれの EOB メンバーの本人情報を確認する。暦年中に、EOB メンバーの本人情報に確定した変更があった場合、当該ステークホルダーはその変更を協議会に通知する。
- (c) 第 5.1 (d) 条の規定に従って、各ステークホルダーは、自身が EOB メンバーを指名していること、また当該 EOB メンバーが本定款に基づいてその任務を果たしていることを保証する。
- (d) EOB メンバーを任命するための提供可能な資金源を有していないステークホルダーは、別のステークホルダーからの EOB メンバーが、自身の EOB メンバーとして行為を行うために指名されることを視野に入れて、その旨を会長に相談することができる。

#### 5.2 EOB の役割および任務

- (a) EOB の役割には下記事項が含まれる。
  - (i) EBC の活動の運営における会長のサポート
  - (ii) 委員会活動の調整および管理
  - (iii) ステークホルダー、委員会および委員会メンバー間の効果的な連絡および協力の確保

- (b) 各 EOB メンバーには、1 つまたは複数の委員会活動を監視および管理する責任が割り当てられ、当該委員会の各々に関して、EOB メンバーは下記事項を行う。
  - (i) 委員会が、確実に本定款に基づいて運営されるようにするために、委員会会長との連絡窓口になる。
  - (ii) 1 年に少なくとも 2 回、委員会会議に出席する。
  - (iii) 委員会会議が公式に、少なくとも四半期に一度開催され、委員会会長が、会議の議事録を作成し、これを委員会メンバー、該当する EOB メンバーおよび事務局に配布する。
  - (iv) 本定款の不遵守があった場合、または当該委員会活動から発生するその他の問題があった場合、適切な是正措置を勧告する報告を会長に行う。
- 5.3 各 EOB メンバーは、各々のステークホルダーおよび第 5.4 条に基づいてその代理として行為を行う他のステークホルダーに、EOB の活動を通知する。
- 5.4 第 5 条に列記される事項を確実に引き受けるために、EOB は少なくとも 1 年に 8 回会議を開催し、協議会会議が開催される場合はその前の 1 週間の期間中に会議を開催する。各 EOB 会議において、事務局が議事録を作成し、各 EOB メンバーおよび各協議会メンバーに配布する。
- 6. **委員会**
- 6.1 **委員会の設立**
  - (a) すべての委員会は、EBC および本定款の要求を満たし、また EBC および本定款の目的に適合する方法で運営されなければならない。
  - (b) いずれの EBC メンバーも、新委員会の設立を申請する権利を有する（以下「**新委員会提案者**」という）。申請は事務局に提出する。
  - (c) 新委員会設立のための必要事項が記入された申請書を受領するにあたって、事務局は、EOB の審議に当該事項を付託する。EOB は申請書を検討し、提案されている新委員会が EBC の目的および要求にそったものであるか否かを決定する。適切である場合、EOB は、提案の利点を調査するために新委員会提案者と話し合いをするために、1 名または複数名の EOB メンバーを指定する。
  - (d) EOB が新委員会の設立をサポートすることに決定した場合、最終承認を求めて、協議会に提案を行う。協議会による最終承認を得て、EOB は、事務局および新委員会提案者に対して、この決定と、当該委員会の責任者に割り当てられる EOB メンバーの詳細を通知する。
  - (e) EOB が提案されている新委員会の設立を却下することに決定した場合、この決定を新委員会提案者に連絡する。この決定は最終的であり拘束力を有する。
  - (f) 新委員会が承認された場合、事務局はその設立を全 EBC メンバーに発表する。
- 6.2 **委員会メンバーの地位**
  - (a) ステークホルダーのメンバーは、いずれかの委員会への加入を申し込むことによって、EBC メンバーになるための申請を行う権利を有する（以下「**委員会加入希望者**」という）。

- (b) 非欧州企業またはステークホルダーのメンバーではない欧州企業（付属書 1 に記載されるこれらの語の定義に基づく）は、いずれかの委員会への加入を申し込むことによって、アソシエイト EBC メンバーになるための申請を行う権利を有する。
- (c) 委員会への加入申し込みはすべて、まず事務局に対して行う。
- (d) 必要事項が記入された申請書を受領するにあたって、事務局は、該当する委員会会長による審議に当該事項を付託する。委員会会長は申請書を検討し、委員会加入希望者の経歴および経験、ならびに委員会の目標達成において委員会をサポートするための潜在的な能力を考慮に入れて、当該委員会加入希望者が委員会への加入にふさわしいか否かを決定する。委員会会長が委員会加入希望者を拒絶する意向である場合、委員会会長は、最終決定に達する前に、委員会の他のメンバーとこの申請を審議する。
- (e) 委員会が委員会加入希望者を受け入れることに決定した場合、委員会会長は事務局に通知し、事務局はその記録を更新し、これを EOB に通知する。
- (f) 委員会が委員会加入希望者を拒絶することに決定した場合、委員会会長は、責任ある EOB メンバーに、拒絶の詳細理由とともにこれを通知する。EOB メンバーは当該事項を調査し、委員会の決定を確認するか、または委員会加入希望者の受け入れを委員会に推奨し、委員会加入希望者の申請書を協議会に提出する。協議会の最終決定を受けて、EOB は当該決定を事務局および委員会会長に通知し、当該委員会会長は委員会加入希望者にこれを通知する。
- (g) EOB メンバーが委員会加入希望者の拒絶決定を確認した場合、委員会会長は委員会加入希望者にこの決定を伝達する。この決定は最終的であり、拘束力を有する。

### 6.3 委員会の運営

- (a) 各委員会は、そのメンバーの中から委員会会長を 1 名選出する。委員会会長の任期は任命されたときから 2 年間とする。委員会会長の 2 年の任期が満了する 3 ヶ月前に、委員会会長は次期委員会会長を選出するための選挙を行い、現職の委員会会長の任期満了の 1 ヶ月前までこの選挙を終える。新委員会会長は、退任する委員会会長の 2 年の任期満了後直ちに、委員会会長に着任する。現職の委員会会長を含む任意の委員会メンバーは、選挙に立候補することができる。選挙に異議が申し立てられた場合、委員会会長は事務局に依頼し、事務局とともに、各候補者に投じられた票の検証にあたる。
- (b) 各委員会のメンバー記録は、毎年 1 月に各々の委員会会長が事務局に提出する。年度中に発生する委員会メンバーの変更も事務局に通知する。
- (c) 各委員会は定期的に、ただし少なくとも各四半期に一度、会合を開く。
- (d) 委員会の行動を導く指針は、規則に含まれる。

### 6.4 委員会会長代表

- (a) 新会長の任命後、委員会会長はできる限り早期に、協議会において委員会を代表するためにそのなかから 3 名を指名し、これを事務局に通知する。指名を希望する委員会会長候補者が 4 名以上いる場合、事務局は、選挙の実施にあたって委員会会長を援助する。

- (b) 事務局は、新会長就任後に開催される最初の協議会会議において、その支持が審議されるよう、関連する資格認定書とともに、前記の指名を協議会に提出する。
- (c) 協議会によって支持された各委員会会長代表は、委員会会長としての地位を保持している限り、協議会メンバーとしての資格を有する。委員会会長の任期満了にあたって、委員会会長代表としての在任資格も満了する。当該委員会会長が委員会会長として再任された場合、欠員が生じている委員会会長代表としての再任を求める権利を有する。

## 7. 会長、副会長および財務役

### 7.1 会長の役割および任務

会長の主たる活動には下記事項が含まれる。

- (a) EBC の広報担当官としての行為を行い、日本政府高官との対話において EBC を代表し、E.C. 代表部および EBC の目標達成に関連するその他の団体との連絡窓口になる。
- (b) 協議会の議長としての役割を含む、EBC の活動を運営し、EBC の事業利益の現状に関して協議会に報告し、協議会と協議のうえで EBC の優先事項を決定する。
- (c) EOB の議長を務める。
- (d) EOB と協議のうえで、EBC の年間事業計画および年度予算の作成および遵守について責任を有する。
- (e) 事務局の運営を監督する。

### 7.2 会長選挙

- (a) 予定される会長の任期満了の少なくとも 3 ヶ月前までに、または満了前に会長職に欠員が生じた場合、EOB は 3 名の EOB メンバーを選挙委員会（以下「**選挙委員会**」という）に任命し、このうち 1 名の EOB メンバーが選挙委員会会長を務める。選挙委員会は、欠員が生じていることならびに選挙の条件および時期について、すべての EBC メンバーに通知し、会長職の責任および作業量の詳細を提供する。選挙委員会は会長職への立候補者に、書面にて自身の詳細情報を選挙委員会会長に提出するよう要請する。
- (b) いずれの EBC メンバーも、会長職への立候補者となる権利を有する。EBC メンバーが会頭を兼任している場合、当該メンバーによる選挙委員会への立候補通知には、自身が会長に選任された場合には、会長としての任期が開始する前に会頭職を辞任することが確認されているものとする。
- (c) 選挙委員会は、各立候補者の氏名、履歴書および選挙声明を回覧し、正式選挙は、選挙委員会が設定した日付に、密封投票により実施される。会長は、第 4.1(c) 条に従って投票の資格を有する協議会メンバーの投票によって選任され、最も得票数が多かった立候補者が会長として選任される。同点の場合、選挙委員会は、同得票数だった立候補者のみについて、新たな投票を手配する。事務局はすべての EBC メンバーに、新任会長の氏名、履歴書および選挙声明を配布する。

### 7.3 会長の任期

会長の任期は通常1月に開始し、毎年12月に協議会の確認を受けることを条件として、3年間継続し、3年目の12月31日に満了する。満了前に会長職に欠員が生じた場合、翌年の1月1日に就任できるよう新会長を選任するために、この欠員が生じた暦年末までは、上級副会長が会長の代行を務める。上記のとおり会長の代行を務める副会長は、会長選挙への立候補者となる権利を有する。個々のEBCメンバーが会長職に立候補し、会長として任務を果たす任期数には制限がない。

### 7.4 会長の任期の解除

会長の任期は、最低8名の会頭が本人でまたは代理で出席している協議会会議において、3分の2以上の賛成票によって可決された、その旨の決議によって、解除することができる。

### 7.5 EBC 副会長

- (a) 副会長は2名とし、会長が指名し、協議会がこれを支持する。会長は、関連する資格認定書とともに、その指名を、新会長就任後に開催される最初の協議会会議に提出する。
- (b) 会長は、EBCメンバーの中から上級副会長（以下「上級副会長」という）を指名し、3名の委員会会長代表の中から次席副会長（以下「次席副会長」という）を指名する。これらの指名は支持を受けているものとする。
- (c) 各副会長（副会長の後任者を含む）の予定任期は、現職の会長の任期（第7.3条に基づいて上級副会長が会長の代理を務める追加期間を含む）と同じであるものとする。
- (d) いずれの副会長の任命も、いつでも協議会がこれを解除することができ、その後協議会は、後任者を指名するよう会長に要請する。
- (e) いずれの副会長も、会長からの要請に応じて、会長の代理を務めることができる。会長が、予測不可能な状況または不可抗力によりその任務を遂行できない場合、上級副会長がその任務を引き受ける。
- (f) 上級副会長が第7.3条に基づいて会長を引き継いだ場合、協議会は上級副会長の後任者を選任する。上級副会長の後任者および次席副会長は、新会長が任命されるまで現職にとどまる。

### 7.6 EBC 財務役

会長は、EBCメンバーである財務役を任命する。財務役の任期は、任命を行った会長の任期と同一とするが、いつでも会長によって解除することができる。

## 8. 事務局

会長に直属する常設事務局を設立する（以下「事務局」という）。事務局のスタッフの配属およびその他の手配は会長の責任とする。

## 9. 通知

### 9.1 連絡

本定款に通知の送付または発行が規定されている場合、当該通知は下記事項であるものとする。

- (a) 書面により、直接（受領者に）手渡しされるか、郵便または宅配便によって送付されるか、または電子送信される。
- (b) 事務局が保有している受領者の住所宛てに引き渡され、送付され、または送信される。

## 10. 修正

本定款およびその条項はいずれも、最低 8 名の会頭が本人でまたは代理で出席している協議会会議において、3 分の 2 以上の賛成票によって可決された、その旨の決議によるのみ、修正または変更することができる。

## 11. 解散

EBC は、最低 8 名の会頭が本人でまたは代理で出席している協議会会議において、3 分の 2 以上の賛成票によって可決された、その旨の決議によるのみ、解散することができる。EBC の解散を確認する投票後、EBC の負債および債務返済後になんらかの資産が残存している場合、当該資産および協議会のすべての重要記録は、協議会が選任した 1 名のステークホルダーの管理下におかれるか、またはこの選任について合意に達しなかった場合、解散前に在任していた会長がこれを管理する。



## EBC 委員会メンバーのカテゴリー、費用および会費

- EBC 入会希望者は、メンバー資格を取得するために申し込む EBC 委員会を指定する。
- EBC 委員会のメンバーへの申し込みは、いずれのカテゴリーであっても、定款に規定される正式承認を条件とする。
- 本文書において、「欧州企業」の語は、欧州で設立されたかもしくは欧州を本拠地としている企業\*、または日本に駐在するそれらの関連企業\*\*（または日本で設立されたかもしくは日本を本拠地とし、欧州国籍者によって支配されている企業）を意味する。

### 1) 特別スポンサー

年会費 ¥300,000.-

日本に駐在し、駐日欧州諸国商工会議所のメンバーである欧州企業

- 1 つの委員会のメンバーに申請する権利、および（受諾を得て）無制限の数で、他委員会での追加メンバー（以下「追加メンバー」という）を年間費用（現行で¥50,000）の 50%割引で登録する権利が含まれる。
- 企業名は、EBC 関連 PR フォルダー、刊行物およびウェブサイトに掲載される。
- 企業は EBC 資料およびニュースレターの配布を受け、EBC イベントに出席することができる。
- 企業は、自己の部門委員会内での選挙権および当該委員会内での被選挙権を取得する。

### 2) 欧州諸国会議所：企業メンバー

（現行）年会費 ¥80,000 （最初の委員会メンバー資格）

¥50,000 （追加委員会メンバー資格 1 つにつき）

日本に駐在し、駐日欧州諸国商工会議所のメンバーである欧州企業

- 1つの委員会でのメンバーに申請する権利が含まれる。
- 企業名はEBC年次報告書に掲載される。
- 企業はEBC資料およびニュースレターの配布を受け、EBCイベントに出席することができる。
- 企業は、自己の部門委員会内での選挙権および当該委員会内での被選挙権を取得する。

### **3 (a) 欧州企業メンバー**

**年会費 ¥160,000.-**

日本に駐在するが、現時点では駐日商工会議所を有していない欧州国籍を有する欧州企業向け。このカテゴリでのメンバー資格は、当該国の駐日商工会議所が設立されるまでの期間に限り効力を有する。

- 1つの委員会でのメンバーに申請する権利が含まれる。
- 企業名はEBC年次報告書に掲載される。
- 企業はEBC資料およびニュースレターの配布を受け、EBCイベントに出席することができる。
- 企業は、自己の部門委員会内での選挙権および当該委員会内での被選挙権を取得する。

### **3 (b) 不履行ステークホルダーメンバー**

**年会費 ¥160,000.-**

不履行ステークホルダーメンバー向け。このカテゴリでのメンバー資格の更新は、当該ステークホルダーが当該更新時点で、依然として不履行ステークホルダーであることが条件となる。

- 1つの委員会でのメンバーに申請する権利が含まれる。
- 企業名はEBC年次報告書に掲載される。
- 企業はEBC資料およびニュースレターの配布を受け、EBCイベントに出席することができる。
- 企業は、自己の部門委員会内での選挙権および当該委員会内での被選挙権を取得する。

## **4) アソシエートメンバー**

### **4A) 非欧州企業**

**年会費 ¥200,000.-**

駐日欧州諸国商工会議所のいずれにも属していない、欧州の利権を有する非欧州企業向け。

- 1つの委員会でのメンバーに申請する権利が含まれる。
- 企業名はEBC年次報告書に掲載される。

- 企業は EBC 資料およびニュースレターの配布を受け、EBC イベントに出席することができる。

#### 4B) 欧州企業

年会費 ¥400,000.-

日本に駐在しているために、カテゴリ1) または 2) に基づくメンバー資格があるが、自らの選択により駐日欧州諸国商工会議所のメンバーになっていない欧州企業向け。

- 1つの委員会でのメンバーに申請する権利が含まれる。
- 企業名は EBC 年次報告書に掲載される。
- 企業は EBC 資料およびニュースレターの配布を受け、EBC イベントに出席することができる。

#### 5) 非駐在メンバー

年会費 ¥80,000.-

本来ならカテゴリ1)、2)、3) または 4) に基づくメンバー資格があるはずだが、日本に駐在しておらず、欧州に住所を有する欧州企業向け。

- 1つの委員会でのメンバーに申請する権利が含まれる。
- 企業は EBC 年次報告書の非駐在メンバー向けに指定された項目に列記される。
- 企業は EBC 資料およびニュースレターの配布を受け、EBC イベントに出席することができる。

\* 企業（複数を含む）には、個別の法人格の有無を問わず、個人、会社法人、商会、パートナーシップ、合併事業、組織、団体、企業合同または機関が含まれる。

\*\* 関連企業とは、欧州に住所を有する任意の企業に関して、直接または間接的に、欧州に住所を有する当該企業によって支配されているか、または当該企業と同一の者によって支配されている、日本に住所を有する他の企業を意味する。



**EBC ステークホルダー**

*2008年1月1日*

<b>ABC:</b>	オーストリアビジネス協会
<b>BLCCJ:</b>	在日ベルギー・ルクセンブルグ商工会議所
<b>BCCJ:</b>	英国商業会議所
<b>DCCJ:</b>	在日デンマーク商工会議所
<b>FCGJ:</b>	在日フィンランド商工会議所
<b>CCIFJ:</b>	在日フランス商工会議所
<b>GCCJ:</b>	在日ドイツ商工会議所
<b>HFTB:</b>	ギリシャ貿易振興機構
<b>EE:</b>	エストニア政府開発基金
<b>IJCC:</b>	在日アイルランド商工会議所
<b>ICLCCJ:</b>	在日アイスランド商工会議所
<b>ICGJ:</b>	在日イタリア商工会議所
<b>NCCJ:</b>	在日オランダ商業会議所
<b>NWCCJ:</b>	在日ノルウェー商工会議所
<b>PCCIJ:</b>	在日ポーランド商工会議所
<b>SIFT:</b>	スペイン貿易庁
<b>SCGJ:</b>	在日スウェーデン商工会議所
<b>SCCIJ:</b>	在日スイス商工会議所

付属書 3

EBCステークホルダー年会費 1

注釈: 2006年度実データ記入。B欄については合計が合意総額に合わせて調整  
B欄は目標額に応じて調整  
(B = 7.980485%)

2008年度 EBC ステークホルダー費 (オレンジ - J)  
2007年9月配布

input cells				FACTOR A		FACTOR B	RESULT	
				14,500 - For Full	7,500 - For Others	7.98%	D1D2の平均額	%
	A	B	C	D1 新割当額	D1 %	D2	Excelにて算出	
	正会員	その他の 会員 個人会員 含む	会費					
オーストリア	39	17	1,465,000	693,000	47%	116,914	404,957	28%
ベルギー・ルクセンブルグ	47	81	9,300,000	1,289,000	14%	742,185	1,015,593	11%
デンマーク	47	16	4,447,300	801,500	18%	354,916	578,208	13%
フィンランド	60	15	9,075,000	982,500	11%	724,229	853,365	9%
フランス	219	247	92,410,500	5,028,000	5%	7,374,806	6,201,403	7%
ドイツ	185	276	82,524,500	4,752,500	6%	6,585,855	5,669,178	7%
ギリシャ	0	0	0	200,000		200,000	200,000	
アイスランド	0	0	0	50,000		50,000	50,000	
アイルランド	0	0	0	200,000		200,000	200,000	
イタリア	135	33	18,635,000	2,205,000	12%	1,487,163	1,846,082	10%
オランダ	42	16	4,250,000	729,000	17%	339,171	534,085	13%
ノルウェー	35	9	1,420,000	575,000	40%	113,323	344,161	24%
スペイン	0	0	0	200,000		200,000	200,000	
スウェーデン	100	33	21,356,000	1,697,500	8%	1,704,312	1,700,906	8%
スイス	58	103	17,735,000	1,613,500	9%	1,415,339	1,514,420	9%
英国	72	166	41,580,000	2,289,000	6%	3,318,286	2,803,643	7%
合計	1,039	1,012	304,198,300	23,305,500	8%	24,926,500	24,116,000	
				合意額		24,116,000		

<sup>1</sup> 2008年1月1日付適用